



平成26年4月から年金制度が改正されます

国民年金制度について、今年4月から改正されます。

その一部について、周知します。

付加保険料の納付期間の延長

国民年金の付加保険料については、現行の制度では納期限（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は納付することができず、納付期限後に納付された付加保険料は返還されていましたが、国民年金保険料と同様に過去2年分まで納付することができるようになります。



遺族基礎年金の支給要件に係る男女差が解消

国民年金に加入していた配偶者が亡くなった場合は、現行では子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されますが、改正後は国民年金に加入していた配偶者（妻）が亡くなった場合に、子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます。

死亡一時金の支給要件

死亡一時金は、現行では老齢基礎年金および障害基礎年金を受けずに死亡した場合であって、その死亡した方の妻または子が遺族基礎年金の受給権を有しない場合に、その死亡した方の遺族に支給することとされていますが、改正後はその死亡した方の配偶者または子が遺族基礎年金の受給権を有しない場合に、その死亡した方の遺族に支給することとなります。

配偶者の遺族基礎年金と遺族厚生年金、子の遺族基礎年金と遺族厚生年金の支給調整

① 現行制度では、妻と子の遺族基礎年金の優先順位は妻が子に優先し、遺族厚生年金の優先順位は子が夫に優先することとされて

いますが、改正により夫に遺族基礎年金が支給されることとなったことに伴い、遺族基礎年金について妻と同様の優先順位とし、遺族厚生年金の夫と子の支給調整規定を廃止します。

② 夫に係る遺族厚生年金については60歳までの間支給停止されますが、改正後は夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合には55歳から60歳の間、支給停止はされません。

未支給年金の請求権者範囲拡大

未支給年金の請求者の範囲が次のとおり拡大されます。

改正前

死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、その方の死亡の当時その方と生計を同じくしていた方。

改正後

死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはそれらの方以外の3親等内の親族であって、その方の死亡の当時その者と生計を同じくしていた方。

新たに請求範囲に該当する方

1 親等	子の配偶者・配偶者の父母
2 親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
3 親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば、これら以外の3親等内の親族

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

(電話) 34・2121内線413)

日本年金機構 旭川年金事務所

(電話) 0166・72・5002)